

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

#### 《いじめ防止のための基本的な方向》

- 「いじめは絶対に許されない」・「いじめは卑怯な行為である」・「いじめはどの生徒にも、どの学級・部活動等でも起こりうる」ことを十分に認識して、教職員をはじめすべての関係者が連携していじめの未然防止とその解消にあたる。

#### 《早期発見・早期対応》

- 日頃から生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、各種の調査やいじめについてのアンケートを実施するとともに、保護者面談や教育相談等を通して生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受けとめる。

#### 《いじめを許さない学校づくり》

- 「いじめは決して許されることである」という意識を、すべての教育活動を通して生徒ひとりひとりに徹底する。また、自己有用感を高めるための取組を積極的に実施する。さらに、情報モラル教育の充実に努めるとともに、京都嵯峨学園内の連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実させる。

#### 《地域・家庭・学校と連携した取組と京都嵯峨学園の活用》

- 地域をあげて子どもを守り育てるために、家庭や学校、京都嵯峨学園運営協議会や地域生徒指導連絡協議会を中心とした諸団体、さらに関係機関が連携し情報交換の行動連携に努める。

#### 《学校の役割》

- いじめの問題の解決にむけて、いじめ対策委員会の充実をはかるとともに、上記の1～4が機能しているかを定期的に点検し、その評価をもとに、より実効性のある取組を実施していく。

## 2 基本的施策

### (1) 学校におけるいじめ防止

#### ア 授業改善

- すべての生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業への改善
- 学習における約束、ルールづくり
- コミュニケーション能力の育成
- 学ぶ集団づくりと社会適応力向上についての指導

#### イ 道徳教育

- 毎日の生活の中で必要な人間関係や、よりよい生活を学べる環境づくり
- 「いじめは絶対に許されない」・「いじめは卑怯な行為である」・「いじめはどの生徒にも、どの学級・部活動等でも起こりうる」などを具体的に取り上げた道徳の学習の実施
- 地域性を利用した活動とそこに内在する「命の大切さ」「思いやりと友情」を気付かせる学習の実施

## ウ 体験活動

- ・学校行事を通した人間関係づくり
- ・地域の活動を通した人間関係づくり
- ・部活動を通した人間関係づくり
- ・学活や総合的な学習の時間を通して自他の生命を尊重する活動の推進

## エ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・「いじめは絶対に許されない」という環境づくり
- ・「いじめは卑怯な行為である」という心の育成
- ・いじめ防止活動、スローガンの作成、ポスターの作成
- ・縦割り活動におけるピアサポート体制づくり
- ・生徒会活動、委員会活動、学級活動、部活動での望ましい人間関係の育成
- ・協力して問題解決できる力の育成

## オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・学級通信、学年通信、嵯峨中魂において、啓発記事の作成と発信
- ・非行防止教室の実施、指導

## カ 保護者の啓発

- ・学校説明会での発信
- ・保護者参観日での発信
- ・オープンキャンパスの実施
- ・PTAの集会等での発信

## キ その他

- ・いじめについてのアンケートの集約とそこからの結果・分析の実施

## (2) いじめの早期発見のための措置

### ア 情報の集約と情報の共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

### イ 児童生徒に対する定期的な調査

#### (ア) アンケートの実施

- ・日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート　わたしの毎日アンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

#### (イ) 教育相談の実施

- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2～3回（3年は2回）の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

## ウ その他

- ・登校、休み時間、掃除時間、部活時間、下校時間など見逃さない教職員体制の確立と徹底をはかる。

### (3) 教職員の資質向上（校内研修）

#### ア 基本的な考え方

- ・生徒指導体制の見直し
- ・未然防止対策の徹底
- ・報告、連絡、相談の連携と即行動できる教職員体制と見直し
- ・生徒、保護者が相談しやすい雰囲気づくり
- ・教職員研修の実施と一人一人のいじめに対する意識向上の対策
- ・研修会、検討会の開催（より確かな人権感覚を磨く）

#### イ 研修の時期・内容等

- ・定期的な「いじめ対策委員会」「生徒指導対策委員会」の実施
- ・組織的な動き

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラル指導の強化
- ・SNS内のいじめ等の問題行動の理解
- ・SNS内のいじめ等の問題行動の対応の研修の実施
- ・親の責任として家庭での指導を発信
- ・学校運営委員会やPTAの会合、地生連等での発信と啓発

## 3 いじめの防止等に対する措置

### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

#### ア 委員会名

いじめ・不登校対策委員会

#### イ 構成員（職名又は校務分掌）

学校長・教頭・副教頭・生徒指導主任・いじめ対策係・養護教諭・各学年主任・スクールカウンセラー

#### ウ 開催時期

\*会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

#### エ 委員会として取組内容

- ・学校基本方針に基づく取組の実施
- ・教職員の「いじめ」についての共通理解と意識啓発
- ・未然防止の取組の推進
- ・教育相談や個人懇談での相談の集約
- ・いじめについてのアンケートの実施、集約
- ・児童や保護者、地域に対する情報収集と情報発信
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間取組の予定の立案と反省にもとづく見直し

### (2) いじめに対する措置

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

## 4 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

- ・京都市教育委員会や関係機関への正確かつ速やかな連絡・連携、対応の協議に努める。
- ・個人情報が漏れないように細心の注意を払う。
- ・被害生徒の保護を最優先に考える。

### (2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談を行う。また、協議することで方向性を決める。
- ・学校主導で行う場合、調査組織をつくり、事実関係を明確に調査し記録する。
- ・被害生徒、保護者に対して必要に応じた情報提供をする。
- ・調査結果をしっかりと踏まえ、適切かつ必要な処置をする。
- ・京都市委員会、関係機関に調査結果を連絡する。
- ・同種の事態発生の防止の取組を推進する。
- ・京都市教育委員会主導で行う場合、指示のもと資料の提出、調査の協力をする。

## 5 関係機関との連携

### (1) 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・学校運営委員会、地生連、P T Aと連絡会を持ち、情報を共有する。
- ・児童相談所、警察、教育委員会（生徒指導課）と連絡会を持ち、情報を共有し、適切な対処ができる体制を作る。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	・いじめ対策委員会 ・不登校対策委員会 ・生徒指導対策委員会 ・学級経営に関する研修会	・修学旅行取組		
5	・いじめ対策委員会 ・不登校対策委員会 ・生徒指導対策委員会 ・人権教育方針研修会 ・地域生徒指導連絡協議会 ・小中連絡会 ・学校運営協議会	・家庭訪問 ・嵯峨祭 ・非行防止教室 ・チャレンジ体験学習	・Q-U調査の実施 ・教育相談	
6	・いじめ対策委員会 ・不登校対策委員会 ・生徒指導対策委員会 ・地生連役員会 ・京都嵯峨学園運営協議会 ・人権学活についての研修 ・障害の特性と支援について ・Q-U式学級集団づくりについて	・前期人権学活 ・生徒総会 ・大堰川水草取り	・いじめに関するアンケートの実施	・休日参観（公開道徳）
7	・いじめ対策委員会 ・不登校対策委員会 ・生徒指導対策委員会 ・支援を必要とする生徒についての研修 ・K13法による研修	・地生連役員会 ・非行防止教室 ・合唱コンクール	・クラスマネジメント調査の実施 ・保護者アンケート	・保護者懇談会
8	・いじめ対策委員会 ・不登校対策委員会 ・生徒指導対策委員会 ・小中合同夏季教職員研修会 ・校内研修（情報交換） ・情報モラル ・支部授業研修会	・夏季集中講座 ・ふりかえりスタディー	・K13法による研修	
9	・いじめ対策委員会 ・不登校対策委員会 ・生徒指導対策委員会 ・学校運営協議会部会	・体育大会（応援合戦） ・嵯峨中パレード	・K13法による研修	
10	・いじめ対策委員会 ・不登校対策委員会 ・生徒指導対策委員会 ・スクールカウンセラーによる研修	・嵯峨中フェスタ ・斎宮行列	・教育相談	・3年生保護者懇談会
11	・いじめ対策委員会 ・不登校対策委員会 ・生徒指導対策委員会 ・後期人権学活について ・校内研究授業（小中合同）	・後期人権学活 ・愛宕登山競争 ・生徒会本部役員選挙 ・中高連携授業	・教育相談 ・Q-U調査の実施 ・いじめに関するアンケート ・生徒会アンケート	
12	・いじめ対策委員会 ・不登校対策委員会 ・生徒指導対策委員会 ・地生連役員会	・薬物乱用防止教室 ・新入生中学校体験 ・嵐山フィールドワーク	・K13法による事後研修 ・保護者アンケート	・保護者懇談会 ・新入生保護者説明会
1	・いじめ対策委員会 ・不登校対策委員会 ・生徒指導対策委員会	・嵐山フィールドワーク発表会		
2	・いじめ対策委員会 ・不登校対策委員会 ・生徒指導対策委員会 ・京都嵯峨学園運営協議会 ・いじめ防止基本方針等の検証 ・学校運営協議会		・クラスマネジメントシート ・京都嵯峨学園アンケート	
3	・いじめ対策委員会 ・不登校対策委員会 ・生徒指導対策委員会 ・京都嵯峨学園運営協議会 ・いじめ防止についての年間反省 ・次年度の年間計画の作成と申し送り事項	・球技大会 ・三年生を送る会		